

問い合わせ 役場保険医療課 国保・医療係 ☎(293)3114

後期高齢者医療保険

オレンジ色の「後期高齢者医療被保険者証(保険証)」を郵送します

今の保険証(黄色)の有効期限は7月31日(土)です。新しい保険証(オレンジ色)は7月中旬に簡易書留で郵送します。8月1日からは新しい保険証をお使いください。

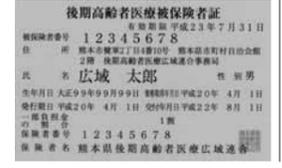
役場で受け取る場合は…

役場で直接交付を希望する人は、7月9日(金)までにお問い合わせください。受け取った保険証は8月から使用できます。

役場で受け取る際に持つてくるもの

- ①今の保険証(黄色)
 - ②印かん
 - ③本人確認書類(免許証など)
 - ④本人からの委任状
- (別世帯の人が受け取る場合)

新しい保険証(オレンジ色)に記載してある一部負担金の



割合は、平成22年度の町県民税の課税所得をもとに判定しています。また今の保険証(黄色)は8月1日以降に、各自で適正に処分するか、役場保険医療課までお返しください。

問い合わせ J A 菊池南生産指導センター ☎(294)1381

廃プラ回収

使用済みの農業用ビニール・ポリフィルム、肥料袋などを回収します。農作業で出た廃プラなどの廃棄物の処理は農家の責任となりますので、必ず回収にご協力ください。

- 日時 7月27日(火) 午前8時30分～午前11時
- ※雨天順延
- 場所 J A 菊池南生産指導センター
- (カントリーエレベーター北側)
- 処理料金 10～45円/kg

梱包方法

泥やゴミを落とし、フィルムを両側から絞り、つづら折りにします。

同じ種類のフィルムで3カ所を縛る。

※「ビニール・ポリフィルム」肥料袋はリサイクルができるように、分別にご協力ください。

○申し込み・問い合わせ 菊池広域連合総務課(一般事務) ☎0968(38)0171 菊池広域連合消防本部総務課(消防・救急救命士) ☎(232)9331

菊池広域連合一般事務職員消防本部消防職員採用試験

○職種及び採用予定人数

一般事務 1人程度

消防 3人程度

救急救命士 1人程度

○試験の内容(第1次)

筆記試験(高校卒程度)

○受験資格

一般事務 昭和61年4月2日～平成5年4月1日までに生まれた人

消防 昭和61年4月2日～平成5年4月1日までに生まれた人

救急救命士 昭和61年4月2日以降に生まれた人で、救急救命士法(平成3年法律第36号)により救急救命士の免許を有する人

○試験日時 第1次試験 9月19日(日) 午前8時30分

○試験会場 県立翔陽高等学校

○第2次試験は10月下旬を予定

○受付期間 7月26日(月)～8月13日(金) ※土日を除く

詳細は、お問い合わせください。

問い合わせ 熊本西年金事務所 ☎(353)0142

国民年金

平成22年度分(7月～平成23年6月)の国民年金保険料の免除申請受付開始

国民年金保険料の納付が困難な場合は、「保険料の全額免除制度」または「一部納付制度」をご利用ください。

●全額免除期間や一部納付期間は、将来の老齢基礎年金を計算する際、全額納付した期間と比較して年金額が少なくなります。

平成22年度の1カ月の保険料額と老齢基礎年金額の割合

保険料	受給割合
全額免除 0円	8分の4
4分の1納付 3,780円	8分の5
半額納付 7,560円	8分の6
4分の3納付 11,330円	8分の7
全額納付 15,100円	8分の8

●免除された保険料は、10年以内であれば後から納付(追納)することができます。

●3年度目以降に追納する場合は、免除された保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せられます。各種免除制度は、本人、配偶者、世帯主の前年所得がそれぞれ一定基準以下であることが条件です。

8月から出張年金相談は、予約制になります

出張年金相談は、毎月1回年金事務所相談員が順番に相談を行っています。希望者が多く、ご迷惑をおかけしていました。

今回、待ち時間の短縮や事前把握によって効率化し、サービスを向上させるために予約制を開始します。事前に電話で予約をお願いします。

●予約先 役場住民課 ☎(293)3112

申請・問い合わせ 役場健康福祉課 福祉係 ☎(293)3510

父子家庭に手当支給

8月から父子家庭にも児童扶養手当が支給されます

- 父子家庭の支給要件
- ①～⑤のいずれかに該当する子どもを父が監護し、生計が同じ場合に支給されます。
- ①父母が婚姻を解消した
- ②母が死亡した
- ③母が一定の障害の状態
- ④母の生死が明らかでない
- ⑤その他(母が婚姻によらないで懐胎したなど)

※所得制限で受けられない場合もあります。

- 手当額(月額)
- ・児童1人の場合 9,850円～41,720円
- ・児童2人以上の加算額 2人目 5,000円
- 3人目以降 3,000円 (1人につき)

○申請方法 申請期限 11月30日(火)

問い合わせ 役場保険医療課 国保・医療係 ☎(293)3114

国民健康保険

8月は高齢受給者証の切り替え時期

70歳の誕生日を迎えた人は、翌月から前期高齢者となり(後期高齢者医療被保険者を除く)、医療機関などの窓口での負担割合が、1割もしくは3割(現役並み所得者)になります。

高齢受給者証(白色)は、毎年1回、前年中の所得により負担割合を判定して切り替えを行います。毎年8月が切り替えになり、有効期限は7月31日までになっています。7月下旬に新しい高齢受給者証を郵送します。あらためて更新の手続きの必要はありません。国民健康保険証の有効期限とは異なりますので、ご注意ください。